

報告第十二号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和八年九月二十四日

江戸川区長 齊藤 猛

訴えの提起調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	80,000 円	1 件
合 計	80,000 円	1 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部地域振興課

No.2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容					当事者
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額		
1	80,000 円	令和8年2月18日	東京簡易裁判所 令和8年(ハ)第16204号 ※ 令和8年(ハ)第60181号 ※	令和8年2月20日	令和3年4月14日	300,000 円	原告 江戸川区 被告 葛飾区民 被告 葛飾区民	(債務者) (連帯保証人)
計	80,000 円							

※ 同一の債権に対し、債務者及び連帯保証人からそれぞれ異議の申立てがあった。